

※本案件は9月25日に公示しましたが、選定に至らなかったため再公示します。

公示番号：19a00488

国名：ジブチ

担当部署：産業開発・公共政策部 資源・エネルギーグループ第二チーム

案件名：地熱開発試掘プロジェクト（周辺インフラ構築支援）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：地熱開発
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月中旬から2020年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.00M/M、現地 2.00 M/M、合計 3.00M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 30日、国内整理 6日
 - ・ 第2次 国内準備 6日、現地業務 30日、国内整理 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年1月22日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）
（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月4日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

- | | |
|------------|----------|
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
| | (計 100点) |

類似業務	地熱開発に係る各種業務
対象国／類似地域	ジブチ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし
- (3) JICA が 2019 年 6 月 25 日に再々公告した「ジブチ国地熱開発試掘プロジェクト（地熱調査井掘削工事）」を受注した社は参加できません。

6. 業務の背景

現在、ジブチの電力供給の 66%（2015 年）は隣国エチオピアからの輸入に依存しているが、エチオピアからの電力輸入は、電力売買契約により年間 300GWh と上限が定められている。また、エチオピアの発電は 9 割以上が水力発電であるが、そのため乾季、旱魃時には断続的な計画停電を余儀なくされる状況にあり、同国はエチオピアの乾季に電力不足の影響を大きく受ける。ジブチ電力公社（Électricité de Djibouti: EdD；以下、「ODDEG」）が保有する発電設備は全てディーゼルエンジン発電施設であり、その設備容量は 119MW、実用容量は 57MW である。

我が国は「ジブチ国地熱開発のための情報収集・確認調査」（2014 年）で、地熱有望地域 13 カ所について地熱資源量、作業性・環境的側面の評価を行った。同調査の結果、最も優先順位の高かったハンレ・ガラバイス地域を対象として 2014～2015 年に「ジブチ国地熱開発のための情報収集・確認調査（物理探査）」を実施し、同地域の地熱概念モデルの構築と地熱資源量の推定を行った。その後、貯留層構造の検証のため 2016 年から「ジブチ国地熱開発のための情報収集・確認調査（重力探査等）」を実施中である。

これまでの調査結果を受け、2017 年 10 月にジブチ政府及び JICA との間で「ジブチ国地熱開発試掘プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）」にかかる R/D（Record of Discussion: 政府間技術協力プロジェクト合意文書）を締結した。その後、「ジブチ国地熱開発試掘プロジェクト（資源評価）」の契約が 2019 年 3 月に締結され、同年 4 月から本プロジェクトが正式に開始し、「ジブチ国地熱開発試掘プロジェクト（地熱調査井掘削工事）」についても同年 11 月に契約締結に至り、調査井の試掘準備の段階を迎えた。

本プロジェクトの成否は純粋な技術面のみならず、ODDEG 側が先方負担事項を十分に理解し、スケジュール通りに着実に実施することが不可欠である。他方、ODDEG は 2014 年に設立された新しい組織であり、新規採用が半分以上を占めており、体制は脆弱である。JICA はこれまでもケニアでの第三国研修や本邦研修の実施等を通じ ODDEG 職員の人材育成に努めてきたものの、実務経験は不足している。今般、地熱井の試掘時期を迎えるにあたり、本プロジェクトの円滑な実施を目的として、現地で ODDEG を適切に支援できる人材の派遣が必要と判断し、本コンサルタントの派遣を決定した。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトにおけるジブチ側負担事項である周辺インフラ構築に関する助言、支援、調整等の実施促進を行う。

なお、本業務の実施に際しては、特記事項に記載の本プロジェクト関係者（主に「ジブチ国地熱開発試掘プロジェクト（資源評価）」受注者及び「ジブチ国地熱開発試掘プロジェクト（地熱調査井掘削工事）」受注者）と情報共有を密にし、業務を遂行することを想定している。

本業務従事者の具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2020年2月中旬～2020年2月下旬）
 - ① 既存のJICA報告書、他ドナー報告書、ジブチ政府作成の関連報告書等を参照し、ジブチにおける地熱開発の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
 - ② JICA産業開発・公共政策部（以下、JICA産公部）及びJICAジブチ支所（及び同支所を管轄するJICAエチオピア事務所）（以下、JICA支所等）と現地における業務計画についてJICAと協議する。
 - ③ 業務全体のワークプラン（英文）を作成し、産公部による確認ののちODDEGに提出する。併せて、JICA支所等にもデータを送付する。
- (2) 第1次現地業務期間（2020年3月上旬～2020年4月上旬）
 - ① 現地業務開始時に、JICA支所等、C/P機関（ODDEG）にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② ODDEGからジブチにおける地熱開発事業に関する情報収集、ヒアリングを行い、ハンレ・ガラバイス地域を中心とした地熱井試掘の準備状況を把握する。また、関連施設の状況を把握する。
 - ③ ハンレ・ガラバイス地域の地熱井試掘に必要な周辺インフラ（アクセス道路、地熱井掘削基地（drilling pad）等）整備の推進のための支援を行う。このうち、アクセス道路として既存道路から地熱井掘削サイトまでの道路建設及び既存道路における必要な補強や、地熱井掘削サイトにおける地熱井パッドをODDEG負担としており、両工事は各々ODDEGから外注される予定である。
 - ④ JICA支所、C/P等に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第1次現地派遣帰国後の国内業務期間（2020年4月中旬～2020年5月中旬）
 - ① 第1次現地派遣の結果をJICA及びJICA関係者（ジブチ国地熱開発試掘プロジェクト（資源評価）受注者やジブチ国地熱開発試掘プロジェクト（地熱調査井掘削工事）受注者等）に共有する。
 - ② 現地業務結果報告書（和文・英文）を元に次期現地業務期間にかかるワークプラン（和文・英文）を更新し、JICA産公部に提出、協議する。また、JICA産公部にて承認後、英文版をC/Pに提出する。（C/Pへは次期派遣で現地に到着後に提出することも可とする）併せて、JICA支所等にもデータを送付する。
- (4) 第2次現地業務期間（2020年5月下旬～2020年6月中旬）

- ① 周辺インフラの工事の進捗について ODDEG と共に状況を確認する。
 - ② 地熱井掘削の準備の進捗に合わせ、アクセス道路等の ODDEG が対応すべき負担事項について実施促進する。
 - ③ JICA 支所、C/P 等に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。
- (5) 帰国後整理期間（2020年6月下旬～2020年7月中旬）
専門家業務完了報告書（和文）を JICA 産公部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の提出は電子データでも提出を行うものとし、協議で使用する印刷物は簡易製本（ホッチキス止め可）で別途必要部数を用意すること。

(1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

【体裁】英文電子データ（JICA 産公部、JICA 支所等、C/P へ）

(2) 現地業務結果報告書

各現地派遣終了時に業務進捗確認のために作成する。

【体裁】和文及び英文電子データ（JICA 産公部、JICA 支所等、C/P へ）

(3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

活動全体の成果を含める形で業務報告書（和文）を作成する。本報告書には、C/P 機関に対する地熱試掘準備における教訓と提言を盛り込むこととし、2020年7月17日までに JICA 産公部に提出する。別添資料については、エクセル等のデータを併せて提出する等、将来的な再活用に配慮した形式とすること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、①日本⇒エチオピア⇒ジブチ⇒エチオピア⇒日本、②日本⇒ドバイ⇒エチオピア⇒ジブチ⇒エチオピア⇒ドバイ⇒日本、③日本⇒ドーハ⇒エチオピア⇒ジブチ⇒エチオピア⇒ドーハ⇒日本を標準としますので選択の上、計上ください。

(2) 一般業務費

本件業務においては、コンサルタントに対し臨時会計役を委嘱する可能性があります。委嘱を受けた場合は公金の取り扱いに十分注意して管理すると共に、各派遣期間もしくは JICA 支所等が指定する一定期間ごとに必要額の申請、精算報告を行うこと。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間を念頭に、必要に応じて渡航時期を提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 業務体制

本業務への従事は本コンサルタントのみを想定しています。本業務従事者は本プロジェクトの枠組みにおける ODDEG の負担事項等が適切に遂行されることを念頭に業務を実施しますが、プロジェクトが円滑に実施されるよう、JICA が日本の負担事項を遂行するにあたり別途契約しているもしくは契約見込みである「ジブチ国地熱開発試掘プロジェクト（資源評価）」受注者、「ジブチ国地熱開発試掘プロジェクト（地熱調査井掘削工事）」受注者、水井戸掘削業務受注者、JICA が組織化した有識者委員会である地熱アドバイザーグループ、技術支援を行っているインハウスコンサルタント等との情報共有を密に行い、円滑な業務遂行に努めてください。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び JICA ジブチ支所からの同行が可能です。

カ) 執務スペースの提供

ODDEG における執務スペース提供

(2) 関連資料

① 配布資料（産公部提供）

本業務に関する以下の資料を共有しますので、JICA 産公部資源・エネルギー G（メール：ilqne@jica.go.jp）までお問い合わせください。

- ・ジブチ国地熱開発のための情報収集・確認調査（重力探査等）関連資料
- ・ジブチ国地熱開発試掘プロジェクト関連資料

② 配布資料（調達部提供）

本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地派遣中に JICA 職員等が出張して現地入りする場合は、必要に応じ関連情報の提供等に協力してください。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 支所等などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上